平成２８年（フ）第３１６号
大分市大字豊饒123番地の１
債務者　坪坂　香里
１　決定年月日時　平成28年10月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２８４号
宮崎市大字本郷北方2192番地２　ミオ・アルカサールＡ棟205号
債務者　千﨑　麗美
１　決定年月日時　平成28年10月12日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２９４号
宮崎県東諸県郡国富町大字深年5580番地２、住民票上の住所宮崎県東諸県郡国富町大字深年5588番地12
債務者　柚木﨑美知男
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２９５号
宮崎県東諸県郡国富町大字深年5580番地２、住民票上の住所宮崎県東諸県郡国富町大字深年5588番地12
債務者　柚木﨑美穂子
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２０１号
沖縄県島尻郡与那原町字東浜87番地の１　ＴＲＹ東浜201
債務者　安里　賢貢
１　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２０２号
沖縄県島尻郡与那原町字東浜87番地の１　ＴＲＹ東浜201
債務者　安里ユカリ
１　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第８２号
宮城県栗原市高清水中の茎34番地　市営中の茎住宅148号
債務者　只野　　繁
１　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第４１号
長野県伊那市西町6017番地３
債務者　前澤　　晋
１　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第５３４号
兵庫県尼崎市塚口本町７丁目18番９号　小川ハイツ103号
債務者　譬　　芳枝
１　決定年月日時　平成28年10月11日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第７７号
広島県呉市焼山北３丁目21番２号
債務者　座賀白淳一
１　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２８年（フ）第１１２号
福島県郡山市字名倉70－１　大越アパート105、住民票上の住所福島県郡山市方八町２丁目５番16号　ＮＯＶＡ東口ビル611号
債務者　宗形　勝美
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
福島県郡山市赤木町14番10号　フレスクーラＫ＆Ｍ206号
債務者　我妻　幸紀
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２８年（フ）第５１号
兵庫県たつの市龍野町堂本412番地１　マンション堂本　４－１、従前の住所兵庫県赤穂郡上郡町上郡746番地
債務者　長安　秀文
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第５５号
兵庫県揖保郡太子町東南394番地１　ＥＳ118　105号室、従前の住所兵庫県揖保郡太子町東南313番地２　ナイスワン太子　207号室
債務者　河村久美子
１　決定年月日時　平成28年10月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２８年（フ）第３０号
高知県幡多郡大月町大字添ノ川522番地１
債務者　岡崎由香里
１　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２８年（フ）第３５号
高知県四万十市右山元町２丁目４番１号
債務者　溝渕　睦子
１　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
高知地方裁判所中村支部